

愛知県卸売市場審議会運営要綱

(目的)

第1 愛知県卸売市場審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項については、愛知県卸売市場審議会条例(昭和46年愛知県条例第54条)に定めるもの(以下「条例」という。)のほか、本要綱に定めるところによる。

(会議の公開)

第2 審議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該附属機関が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の公開に当たっては、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴定員及び傍聴手続き等について、事前に公表する。

(会議の傍聴)

第3 会議の傍聴については、別に定めるところによる。

(会議録)

第4 会長は、審議会の会議録を作成し、会長の指名した2名の委員から署名を受ける。

2 会議録は農林水産部食育推進課で5年間保管する。

(幹事会の運営)

第5 条例第6条に基づき開催される幹事会の運営に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

(審議会の庶務)

第6 審議会の庶務は、農林水産部食育推進課にて処理する。

(附則)

この要領は、平成16年10月27日より施行する。

(附則)

この要領は、平成23年7月15日より施行する。

愛知県卸売市場審議会の傍聴に関する要領

愛知県卸売市場審議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を次のとおり定める。

1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、会長が決定する。

2 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は、10人以内とする。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙）を交付する。

傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、懇談会開催予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

6 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

(1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。

(4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者

(5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

(6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類は着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話、ポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他懇談会を妨害するような行為をしないこと。

8 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

9 会長の指示

会長は、この事項に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの事項又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者に退場を命じることができるものとする。

10 施行年月日

この要領は、平成16年10月27日から施行する。

(様式1)

愛知県卸売市場審議会傍聴申込書

平成 年 月 日

愛知県卸売市場審議会会長殿

平成 年 月 日に開催される標記会議の傍聴を申し込みます。

住 所

氏 名

年 齢

愛知県卸売市場審議会傍聴証
平成 年 月 日限

傍聴人氏名 _____

傍 聴 人 心 得

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を左胸に着用してください。
なお、傍聴を終えたときは、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 次に掲げる事項をしないようにしてください。
 - ・ みだりに席を離れること。
 - ・ 帽子、外とうの類は着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りでない。
 - ・ 携帯電話及びポケットベルを使用すること。
 - ・ 飲食や喫煙をすること。
 - ・ 野次を飛ばしたり、会議における議論に対して、発言すること。
 - ・ 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為をすること。
 - ・ 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をすること。
 - ・ 写真撮影や録音をすること。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。